お知らせ――定期認証維持審査の実施手順について

◆契約満了の一年前

維持審査のご案内が発行されます。

●維持審査を受ける希望時期を申し出してください

☆注意

維持審査の希望時期は、製品試験に係る期間を考慮してください。

⇩

◆希望時期確定後速やかに

維持審査費用の請求書が発行されます。

●費用のお振込み（入金確認後のスタートになります）

●審査日程の確認

●担当審査員の通知

※維持審査の準備

- **変更申請にモレはないですか？**
- **社内規格に反映されていますか？**
- **最新の品質管理実施状況説明書（変更申請が反映されているもの）がありますか？**
- **対象製品の在庫はありますか？**
- **不明な点は相談しましたか？**

⇩

◆受審予定の約一ヶ月～半月前

●審査資料の送付

＜＜維持審査に関する Q&A＞＞

Q1：維持審査の日程を早めに予約したい場合はどうしたらよいのでしょうか？

A1：製品認証本部にその旨申し出てください。記入用紙を FAX 致します。

製品認証本部　TEL　０３－３８０８－１１２４　担当：阿曽（あそ）

FAX　０３－３８０８－１１２８

Q2：維持審査を早期に受けた場合に認証契約期間はどうなるのでしょうか？

A2：認証契約期間が短縮される等の不利益は発生しません。なお、定期的な認証維持審査は、一般認証指針の規定通り３年ごとに１回以上の頻度で実施します。

Q3：維持審査の標準処理期間はどのくらいでしょうか？

A3：製品試験及び審査で指摘があった場合の処理期間を除いて、維持審査から認証継続通知発行までの標準的な期間は約３ヶ月間です。年度によっては混み合うことが予測されますので、早めに審査予定を確保してください。

Q4：相談の窓口はどちらでしょうか？

A4：製品認証本部　０３－３８０８－１１２４　担当：丸山・中里・島崎　です。

以上